

平成19年度鳥羽志勢広域連合住民監査請求の監査の結果

1. 監査事項

し尿処理施設建設工事請負契約が違法・不当な契約として契約金額の返還を求め
る住民監査請求に対する監査委員の決定について

2. 監査結果の概要

(1) 請求書受理日 平成19年11月15日

(2) 請求人 住所 非公開
氏名 非公開

3. 請求の要旨

鳥羽志勢広域連合が運営しているし尿処理施設に使用された工事材料が日本工業標準規格品のレディミクストコンクリートの品質管理が出来ていないということで、し尿処理施設建築工事請負契約が違法・不当であるとして、鳥羽志勢広域連合長、副連合長および鳥羽志勢広域連合協議会議員に対して、契約金額を損害とする損害賠償請求権の行使を求める監査請求書により、次のことを監査の対象とした。

- (1) 鳥羽志勢広域連合し尿処理施設建設工事発注仕様書には、コンクリート工事の骨材について、JISに明記する試験に合格した強度を有するものを使用すると明記してあるが、骨材のアルカリシリカ反応性試験報告書については骨材製造業者若しくは納入業者が外部試験機関に依頼した試験成績表は、原本若しくは外部試験機関が原本と相違ない旨証明したものだけとし、原本をコピーしたものは認めないとしている。しかし、鳥羽志勢広域連合のし尿処理施設建設工事施工にあたり骨材の試験報告書が、原本若しくは原本と相違ない旨を証明したと確認できないコンクリートを使っていることが違法・不当な契約の締結に該当するか。
- (2) 鳥羽志勢広域連合し尿処理施設建設工事発注仕様書で遵守を定められている公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）で「同一打込み区画に2つ以上の工場のコンクリートが打ち込まれないようにすること。」と定められているが、同一区画に2つの工場のコンクリートを打ち込んだことが違法・不当な契約の締結に該当するか。

4. 事実関係の確認

(1) JISA5308レディミクストコンクリート（経済産業省）個別審査事項
日本工業規格（JIS）では、レディミクストコンクリートの骨材について、「新

たな骨材製造業者（納入業者を含む）と購入契約を行う際、及び産地変更した場合は、自工場又は外部試験機関の試験成績表によって品質を確認していること。」と定めている。

※試験成績表…骨材の製造業者（納入業者を含む）が外部試験機関に依頼した試験成績表は、原本若しくは外部試験機関が原本と相違ない旨証明したもの（副本）だけとし、原本をコピーしただけのもの〔骨材の製造業者（納入業者を含む）が原本と相違ない旨証明したものを含む〕は、認めない。

(2) 経済産業省中部経済産業局地域経済部産業技術課

個別審査事項において規定される「外部の試験機関に依頼した成績表」については、外部試験機関が「原本と相違ない」旨が記述された試験成績表以外にも、個別審査事項に規定する要件を満足するものと経済産業省が判断し得るものについても許容するとの運用をしている。

(3) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

6. 4. 1 コンクリート製造工場の選定

(4) 「同一打込み区画に、2つ以上の工場のコンクリートが打込まれないようにすること」と規定する。

(4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施工基準係

国土交通省では、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）6. 4. 1 (4) の規定の解釈について「本規定は、同一打込み区画に、2つ以上の工場のコンクリートが打ち込まれないように工場を選定すること、すなわち、同一打込み区画には、単一の工場のコンクリートを打ち込むことを工事請負者に求めたものである。」の見解であった。

また、2つ以上の工場のコンクリートが打ち込まれた場合については、「2つ以上の工場のコンクリートが打ち込まれることを想定していない」の見解であった。

なお、同一区画の定義については、「コンクリートが一体のものとして固化するよう、1日の内に連続的にコンクリートを打ち込むものとして設定した区画をいいます」との見解であった。

(5) 請負業者Aに対しての関係人調査について

・骨材のアルカリシリカ反応性試験報告書について

原本については、骨材製造業者が所持しており、原本と相違ない旨を証明し

たものを副本として提出させている。J I S規格品であるかの確認については、J I S認定工場であるかの確認をしている。J I S A 5 3 0 8レディミクストコンクリートの個別審査事項で定めているのは、生コン業者が骨材の確認を行うために定めているものである。

- コンクリートの打設について

事前に2つのコンクリートの材料についてメーカー等にも確認を取り調査し、混ざり合っても問題ないという判断と区画を分けて混ざり合わないような施工体制でコンクリートの打設を行っていた。

(6) 日本建築学会 建築工事標準仕様書（解説）

「大量打設などの都合で、複数工場による協同納入を避けることができない場合は、打込み区画を区分し、それぞれの納入工場に振り分けて、責任の所在を明確にすることが肝要である。」と定めている。

(7) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

6. 4. 1 コンクリート製造工場の選定（b）の中で「レディミクストコンクリート業界では、一般に地域ごとの協同組合による協同販売方式又は直接販売方式が取られ、協同組合から割り当てられた複数の工場から工事現場にコンクリートが供給されるようになっている。このような供給方式の場合、同一打込み工区に同時に複数の工場によりコンクリートが供給されると、それぞれの工場の品質責任の所在を明確化することが困難となるので、同一打込み工区への複数工場からの混合使用を避けるようにする。複数工場による協同納入を避けることができない場合は、打込み区画を区分し、それぞれの納入工場に振り分けて、責任の所在を明確にする。」と定めている。

5. 結論

監査した結果から総合的に判断すると、コンクリートの骨材のアルカリシリカ反応性試験結果については、原本と相違ない旨を証明したものと判断でき、違法・不当な契約の締結であったとはいえない。また、同一区画に2つ以上の工場のコンクリートが打ち込まれたことについては、建築工事監理指針のとおり打込み区画を区分し、責任の所在を明確にした施工体制としていたことから、監査委員の判断としては、違法性・不当性はあったとはいえない。

よって、鳥羽志勢広域連合長、副連合長および鳥羽志勢広域連合議会議員に対して、契約金額を損害とする損害賠償請求権の行使を求める監査請求書は、違法・不当な契約の締結ではあったとはいえないものと判断し請求を棄却する。

6. 結論に至る理由

(1) J I S規格品の違法性について

経済産業省の見解のとおり個別審査事項に規定する要件を満たすものについては、原本と相違ない旨を証明したものでなくても運用しているのが、請求人の主張する原本若しくは原本と相違ない旨を証明した試験成績表でしかいけないということではない。鳥羽志勢広域連合の試験成績表については、原本と相違ないことを確認できたので、違法性があったとはいえない。

(2) 公共建築工事標準仕様書の違法性・不当性について

同一区画に2つ以上の工場のコンクリートが打ち込まれたことについては、国土交通省営繕部整備課の回答のとおり、請求人の主張は認めるが、日本建築学会の建築工事標準仕様書や建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の中で定められているように2つ以上の工場のコンクリートを使用する場合は、打込み区画を区分して、責任の所在を明確にすることと解説がある。本工事の施工において請負業者Aのいうように混ざりあわないように打込み区画を区分して、責任の所在を明確にした施工体制としていたことから違法性があったとはいえない。

7. 意見

監査結果は以上のとおりであるが、鳥羽志勢広域連合は、請求人の請求内容を真摯に受け止め、今後の工事施工監督にあたり十分注意することを要望する。

また、現在し尿処理施設において、亀裂（クラック）が発生していることから早期に原因を究明し、現場回復をすることを鳥羽志勢広域連合に対して強く要望する。